

病院事業だより

⑦登米市訪問看護ステーションの役割

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

■訪問看護ステーションの役割

登米市訪問看護ステーションは、2013年4月、豊里病院と米谷病院の訪問看護ステーションを一体化し、市内や近隣市町で、患者の自宅や各種施設などでの訪問看護や訪問リハビリテーションなどを提供しており地域包括ケア体制の一翼を担っています。

訪問看護では、病院での積極的な治療を終え、自宅などで療養生活を送る人や、障がいなどにより一定の医療処置が必要な人に対し、主治医の指示による医療処置や24時間の緊急対応、療養生活の相談にも応じています。

また、訪問リハビリテーションも、主治医の指示により、食事や排せつ、衣服の着脱などの日常生活動作ができるよう訓練を行い、機能の回復を図ることで患者・家族の生活の質の向上に努めています。

サービスの対象は、乳幼児から高齢者まで全ての年代の訪問看護や訪問リハビリテーションが必要な人、精神疾患を抱えている人が訪問看護サービスを利用しています。

訪問リハビリテーションとは

■サービスの内容

訪問リハビリテーションでは、患者さんのより良い暮らしに向けたサポートを提供しています。

「退院後自宅で以前のように生活ができない」「ベッドに寝ている時間が増え体力的に心配」「歩くのがふらつくようになった」などの相談に応じ、スタッフが自宅に伺い訓練を行っています。

自宅での生活に不安がある人は、主治医に相談するほか、当ステーションに気軽に相談ください。



Interview

安心して生活できるように



訪問看護ステーション 三浦 弘子 所長

登米市訪問看護ステーションでは、「自宅で安心できる療養生活を送りたい」「慣れ親しんだ環境で最期を迎えたい」と願う人たちの思いに寄り添い、尊厳を重視しながら自宅での療養生活を支援させていただいています。

地域の皆さんが、最期まで自分らしく自宅での生活を続けていけるように、医師や関係機関と連携を図りながらサポートしますので、安心してご利用ください。

【訪問看護サービスの主な内容】

状態観察、点滴や注射、人工呼吸器の管理、床ずれの処置、痰の吸引、痛みの軽減や服薬管理など

Interview

リハビリに対する思い



(左)作業療法士 佐藤 大樹 (右)理学療法士 成田 華佳

私たちは、訪問看護ステーションのスタッフとして、ご自宅に訪問しリハビリテーションを提供しています。

患者さんやその家族の皆さんの思いに寄り添ったサービスを提供できるよう心掛け、皆さんに頼りてもらえる訪問リハビリテーションを目指して日々取り組んでいます。

【問い合わせ】訪問看護ステーション

☎0225(76)6210

●令和5年成人式(仮称)
【日時】令和5年1月8日(日)午後1時(受付) 午前11時30分(午後0時30分)
【会場】登米総合体育館(とよま蔵ジヤム)
【対象者】平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、①市内の中学校を卒業した人②令和4年9月現在で市内に住所を有する人③①②以外で登米市成人式に出席を希望する人(要申込)
※市内の小学校を卒業以降、進学などの理由で現在市内に住所がない人は③に該当しますので、出席を希望する場合は必ず申し込みください
※対象者の皆さんには11月頃に案内状を送付します。当日は案内状を必ず持参してください。また、案内状が12月上旬までに届かない場合はご連絡ください

電話かメールで申し込みください。
●式の名称について
民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、市では今後、新たな式の名称を公募し、その結果を基に名称を決定します。
【申し込み・問い合わせ】教育委員会教育部生涯学習課(生涯学習推進係)
☎0220(34)2698
✉syogakakusyu@city.tome.niyagi.jp



【表1】介護保険負担限度額認定対象者の条件 (市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、次のいずれか一つを満たす人)

1	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、預貯金額が単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下
2	「前年の合計所得金額+年金収入額」が80万円以下で、預貯金額が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下
3	「前年の合計所得金額+年金収入額」が80万円超120万円以下で、預貯金額が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下
4	「前年の合計所得金額+年金収入額」が120万円超で、預貯金額が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下

【表2】社会福祉法人等利用者負担軽減対象者の条件 (次の全てを満たす人)

課税など	市町村民税非課税世帯
収入	年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯構成員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下
預貯金など	預貯金などの額が単身世帯で350万円以下、世帯構成員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下
資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと(資産を活用しての収入があれば非該当)
扶養	負担能力のある親族に扶養(税扶養・健康保険扶養)されていないこと
納税	介護保険料を滞納していないこと
他軽減制度	短期入所生活介護(予防含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、介護福祉施設サービスを利用する場合は食費および居住費(滞在費)の介護保険負担限度額認定制度の認定を受けていること

●介護保険負担限度額の認定
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院などで、長期入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費を軽減する制度です。
【対象者】市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、【表1】の条件いずれか一つを満たす人

●社会福祉法人等利用者負担軽減
社会福祉法人などで提供している通所介護、訪問介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護(予防含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスを利用する際の食費や居住費などの自己負担額の4分の1を軽減する制度です。

●申請手続き
各制度を利用するためには、申請が必要です。
【申請場所】福祉事務所長寿介護課または各総合支所市民課
【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)
☎0220(58)5551
詳しくは市公式ホームページを確認ください



思い出に残る成人式 実行委員を募集

介護保険サービスの利用者負担を軽減します

※状況や内容によっては軽減されないものもあります
【対象者】【表2】の条件を全て満たす人
●申請手続き
各制度を利用するためには、申請が必要です。